

令和2年4月からの 保育所の入所申し込みを受け付けします

都合により受付会場に来ることができない人や、市外保育所などへの入所を希望する人は、令和2年1月7日(火)~27日(月)までの間に、市役所子ども課で手続きをしてください(土・日曜日・祝日を除く)。
※受付期間後に申し込んだ場合や、定員を超えた場合は、第1希望以外の保育所への入所となりますので、ご了承ください。

▷申込先/問い合わせ先=子ども課保育係(☎内線192)



- ### 申し込みに必要な書類など
- (1)教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書
児童1人につき1枚の提出が必要です。
 - (2)「保育の必要性」を証明する書類
父母、同居している65歳未満の祖父祖母1人につき1枚の提出が必要です。
 - (3)マイナンバー関係の書類
①マイナンバー確認書類(いずれか1つ)
・個人番号カード
・個人番号通知カード
・個人番号が記載された住民票の写し など
 - ②身元確認書類(いずれか)
・個人番号カード
・運転免許証やパスポートなど、写真付き身分証明書のうち1点
・健康保険証や年金手帳など、官公署などが発行した写真表示のない書類のうち2点
 - ③委任状
申請者に代わって代理人が申し込む場合に必要です。

施設の利用には「認定」が必要です

保育所、こども園などを利用する場合は、教育・保育の必要性に応じた「認定」を受ける必要があります。
この認定は、保育所などの利用の申し込みと同時に手続きを行うことができます。
認定区分と利用可能施設は【表1】のとおりです。

【表1】認定区分と利用可能施設

認定区分	対象年齢	要件	利用可能施設
1号	満3歳以上	教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号	満3歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	認可保育所、認定こども園
3号	満3歳未満		認可保育所、認定こども園、地域型保育事業(※)

※現在、市内で地域型保育事業の実施予定はありません。

▽申込書配布場所

各保育所・こども園、市役所子ども課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所
※保育の必要性を証明する書類の詳細については、申込書配布場所に配置している「特定教育・保育施設利用のしおり」や、市ホームページをご覧ください。
※世帯の状況により、追加書類が必要な場合があります。

保育料について

保育料は、入所児童の父母などの市町村民税所得割額の合計額などにより決定します。本年10月から実施された、「幼児教育・保育の無償化」により、3歳以上の児童(※)と住民税非課税世帯の0~2歳の児童の保育料は、無料となります。
なお、園によっては、諸費用を実費徴収することがあります。
※令和2年度は、平成29年4月1日以前に生まれた児童が無料となります。
詳細は、「特定教育・保育施設利用のしおり」や市ホームページをご覧ください。

2号・3号(保育)認定を受けるには?

※このページでは、保育所とこども園(2号・3号/保育希望)の申し込みについて記載しています。
こども園(1号/教育希望)と幼稚園への入所を希望する人は、9ページの枠内をご覧ください。

保育所・こども園で保育認定を受けられるのは、父母などの保護者が次のいずれかの事由に該当する場合です。

【表2】保育所の入所申込受付日時と取扱保育

施設名(会場)	受付日時	保育標準時間(保育短時間)	延長保育
盛こども園(2・3号/保育)	1月7日(火) 14:30~16:00	7:15~18:15 (8:00~16:00)	18:45まで
大船渡保育園	1月8日(水) 14:00~16:00	7:00~18:00 (8:00~16:00)	19:00まで
明和保育園	1月9日(木) 14:30~16:00	7:00~18:00 (8:00~16:00)	19:00まで
末崎保育園	1月10日(金) 14:30~16:00	7:15~18:15 (8:00~16:00)	18:45まで
赤崎保育園	1月14日(火) 15:00~16:00	7:30~18:30 (8:15~16:15)	19:00まで
蛸ノ浦保育園	1月15日(水) 15:00~16:00	7:15~18:15 (8:00~16:00)	18:45まで
猪川保育園(※)	1月16日(木) 14:30~16:00	7:30~18:30 (8:00~16:00)	19:00まで
立根保育園(※)	1月17日(金) 14:30~16:00	7:15~18:15 (8:30~16:30)	18:45まで
日頃市保育園	1月20日(月) 15:00~16:00	7:15~18:15 (8:00~16:00)	18:45まで
綾里こども園(2・3号/保育)	1月21日(火) 15:30~16:30	7:30~18:30 (8:30~16:30)	19:00まで
越喜来こども園(2・3号/保育)	1月22日(水) 15:30~16:30	7:30~18:30 (8:30~16:30)	19:00まで
吉浜こども園(2・3号/保育)	1月23日(木) 15:30~16:30	7:30~18:30 (8:30~16:30)	19:00まで

・いずれの施設も乳児保育、障がい児保育、一時預かり(乳児)に対応可能です。
・保育短時間の利用者が、保育を利用できる時間より前に児童を預ける場合も、延長保育扱いとなります。
※猪川保育園と立根保育園は、令和2年度から幼保連携型認定こども園に移行する予定です。

保育料の軽減措置

市は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の児童の保育料を無料とするなどの軽減措置を実施しています。
そのほか、国が定める基準により、小学校入学前児童のうち、2番目に年齢が高い児童の保育料を半額とするなどの軽減措置があります。



施設等利用給付認定を希望する皆さんへ

保育所などを利用しておらず、保育の必要性の認定を受けた児童【3歳以上児の児童(新2号認定)と、0~2歳児の住民税非課税世帯の児童(新3号認定)】の認可外保育施設、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の利用料は無料となります。
認定申請は随時行っていますので、市役所子ども課にご相談ください。

また、事由と保育の必要量(就労時間など)によって、保育を利用できる時間が「保育標準時間(最長11時間まで)」と「保育短時間(最長8時間まで)」に区分されます。
各施設の入所申込受付日時と保育時間は、【表2】をご覧ください。

- ### ▽認定を受けられる事由
- ・就労
 - ・求職活動
 - ・育児休業取得中の継続利用
 - ・妊娠・出産
 - ・就学

・病気・障がい
・病人の看護など
・災害復旧
・虐待・DV
・その他これらに類する状態にある場合
※詳しくは市役所子ども課にご相談ください。



こども園(1号/教育希望)・幼稚園の園児を募集します

- ▷募集施設
 - ・私立施設=盛こども園、海の星幼稚園
 - ・公立施設=綾里こども園、越喜来こども園、吉浜こども園
- ▷申込要件=市内に住所がある人
- ▷利用料=本年10月から実施された、「幼児教育・保育の無償化」により無料となります。
※園によっては、通園送迎費、行事費などの費用を実費徴収する場合があります。
- ▷申込方法
 - ・私立施設=入園を希望するこども園・幼稚園に申込書類を提出してください。
 - ・公立施設=市役所子ども課に申込書類を提出してください。
- ▷募集施設
 - ・公立施設=市役所子ども課に申込書類を提出してください。
 - ※申込書類は、市役所子ども課、各こども園、幼稚園で配布します。
- ▷申込期間
 - ・私立施設=各園にお問い合わせください。
 - ・公立施設=1月7日(火)~27日(月)
- ▷その他=猪川保育園、立根保育園が幼保連携型認定こども園に移行した場合、園児を募集します。
- ▷申込先/問い合わせ先
 - 子ども課保育係(☎内線192)/盛こども園(☎263020)/海の星幼稚園(☎265222)

